

## 8 流通関係

### ア 大規模小売店舗

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大規模小売店舗立地法の指針で、大型店の設置者に法的に求められる負担は社会的にみて合理的とみなされるものでなければならず、同指針について、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議の中間答申(11年5月)を踏まえ、大規模小売店舗立地法の施行後5年以内に必要の見直しを行う。	実施状況を踏まえ、施行後5年以内に適時適切に指針の見直しを行う。			-	(経済産業省) 大店立地法の運用状況に関する情報収集、指針に関する調査分析等を通じ、指針見直しの前提となる知見の蓄積に努めた。	
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 (経済産業省)	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	「大店立地法相談室」の充実については平成13年度に実施法の解釈の提示については、必要に応じ、逐次実施				(経済産業省) 法13条の趣旨の徹底については、大店立地法相談室を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を把握するとともに、地方公共団体との連絡会議において、運用方法等に関する技術的助言を行っている。 法の解釈の提示については、相談事例の収集・分析を行い、事例集として公表した(平成13年9月)。	

イ 医薬品等

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し(厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討			(厚生労働省) 医薬品のカタログ販売の現状に関し、複数の都道府県から事情を聞く等検討を進めており、引き続き情報収集及びカタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについての検討を行う。	
医薬品販売における範囲の見直し(厚生労働省)	医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。	実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施			(厚生労働省) 医薬品から医薬部外品への移行の範囲については、平成10年3月に中央薬事審議会において医学的・薬学的観点から十分な審議が行われた上で決定されたところであり、現時点において、安全性等の面から見てただちに医薬部外品への移行の検討対象となりうるものがあるとは把握していないが、必要に応じ見直しを実施することとしている。	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し(厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			(厚生労働省) 化粧品基準を定める件(平成12年9月29日厚生省告示第331号)を告示したところであるが、科学的根拠が示された成分については、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の秀才などの見直しを図った。(平成13年3月30日厚生労働省告示第158号及び平成13年6月29日厚生労働省告示第234号)	
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討(厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討			(厚生労働省) 薬局等において、薬剤師の適正な配置がなされるよう、引き続き、都道府県等との連携を図り、指導していくこととしている。	
管理薬剤師の兼務規制の見直し(厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討			(厚生労働省) 勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
同一ビル内等の医薬品一般販売業の移設の手続(厚生労働省)	医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で単に平行移動する場合の申請手続等について、検討結果を踏まえ見直す。	検討結果に基づき措置			(厚生労働省) 同一ビル内で単に平行移動する場合については、新規許可の取得を必要とせず、変更届の取扱いとすることとした。(平成14年3月29日付厚生労働省医薬局長通知「同一ビル内における医薬品販売業等の移設の手続きについて」)	
薬局等を開設する法人役員の診断書の提出(厚生労働省)	法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すれば足りることとする等の平成9年3月の緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととする。	措置			× (厚生労働省) 薬局等を開設する法人役員の診断書の提出について、平成9年3月の規制緩和を拡大するような措置を、平成14年度中に講じる予定。	
薬歴管理の電子化(厚生労働省)	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討			(厚生労働省) 平成12年度より、薬歴管理標準化検討事業(日本薬剤師会への補助事業)において、電子媒体(FD等)により、効率よく管理できる薬歴の様式の検討を始めており、電子媒体で管理された薬歴情報を、患者本人・薬局・医療機関の3者で共有できるような薬歴管理システムの構築を図ることとしている。 平成14年度以降、これに関して、平成13年度に終了する上記事業の報告書をもとに検討を行う。	
一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領(厚生労働省)	一般医薬品の効能効果、副作用、飲み合わせ等消費者にとって重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、平成11年8月に発出された一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領についての通知に対する実施状況を把握するとともにその周知徹底を図る。	措置			(厚生労働省) 業界団体を通じて行った実施状況の調査結果を踏まえ、「一般用医薬品の添付文書及び使用上の注意の記載要領の徹底について」により一層の徹底を図った。(平成14年3月19日付医薬安発第319001号)	
栄養補助食品に係る規制緩和(厚生労働省)	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。	措置			(厚生労働省) いわゆる栄養補助食品を含めた機能表示を行う食品(保健機能食品)に係る制度として、内外の意見を踏まえつつ、食品衛生法施行規則の一部改正等により、個別に評価し表示を許可・承認する特定保健用食品と、規格基準に従う栄養表示を認める栄養機能食品の2つの分類からなる保健機	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>能食品制度が新設され、平成13年4月1日から施行された。(平成13年厚生労働省令第43号。平成13年3月27日公布。)</p> <p>なお、今後ともFAO/WHO合同食品規格計画(CODEX)等の国際的な動向を見極めつつ、栄養機能食品に関する基準の追加等、制度の充実に努めていくこととしている。</p>	
<p>食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件 (厚生労働省)</p>	<p>食品添加物用炭酸ガスの小分け充填施設にすべき食品衛生管理者の資格要件に関し見直しを行い、安全性を確保しつつ、ガス体の取扱い及び充填作業に限定した上で、資格取得のための講習義務等の軽減等の資格要件の緩和を検討する。</p>	検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成10年度に食品衛生管理者資格認定講習会の規制緩和を行い、高圧ガス製造保安責任者においても、大学等において講習科目と同程度以上の科目を履修している場合には、本人の申請に基づき講習科目を一部免除することが可能となったが、当初、具体的な事例が発生せず、成果が確認できなかったため、引き続き、規制改革推進3か年計画にのせていたところである。</p> <p>このような中、平成13年度には、開催された講習会において、高圧ガス製造保安責任者の資格の有無については確認していないものの、15名について講習科目の一部免除が行われたため、改めて資格要件の緩和について検討した結果、一定の規制緩和の成果あったという判断により、現状の資格要件を維持することが妥当との結論に至ったところである。</p>	

ウ その他

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
銀行系クレジットカード会社の業務範囲 （経済産業省）	銀行系クレジットカード会社に対する総合割賦方式を容認する。	措置				（経済産業省） 平成13年6月に登録の際付していた条件を撤廃した。 （平成13年6月各地方経済産業局長通知「登録割賦購入あ っせん業者の附款の削除について」）	
銀行に対するリボルビング方式の解禁 （経済産業省）	銀行に対するリボルビング方式の割賦購入あっせん業者の登録の解禁に関し、金融ビッグバンのクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で措置する。	検討結果を踏まえ、速やかに措置			-	（経済産業省） 実現することについて平成14年度中に結論を得る。	
生鮮食品流通制度 （農林水産省） < 7 エ の再掲 >	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面に対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論		（農林水産省） 市場関係者等からなる委員会等を開催して、卸売市場の競争力強化のための総合的な検討を進めているところ。	
小売市場開設許可 （経済産業省）	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	平成13年度以降引き続き検討			-	（経済産業省） 道府県及び政令指定市の実情を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。	